

大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所と
独立行政法人日本原子力研究開発機構との間の核融合研究開発分野における
連携協力の推進に係る協定書

大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「研究所」という。）と独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、相互の研究開発能力及び人材を相補的、総合的に活用することを通じて、核融合エネルギー研究開発の更なる進展に向け、次のとおり連携協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、研究所及び機構の研究開発、人材育成等に係る相互協力が可能なすべての分野において、互恵の精神に基づき、具体的な連携協力を効果的に実施するために必要な事項を定める。

（連携協力の推進）

第2条 研究所及び機構は、プラズマ物理及び核融合炉工学の研究開発分野において、相互の研究開発能力及び人材並びに共同利用システム等を活かしつつ必要な共同事業を実施するものとし、次の各号に定める連携協力を推進する。

- (1) 共同研究等の研究協力
- (2) 人材交流
- (3) 人材育成
- (4) 研究施設・設備の相互利用
- (5) その他本協定の目的を達成するために、研究所及び機構が必要と認める協力

2 前項に掲げる連携協力の実施に当たっては、あらかじめ研究所及び機構の間で協議の上、研究所及び機構の所定の手続にのっとり、具体的条件等を定め、実施する。

（連絡協議会）

第3条 研究所及び機構は、連携協力を推進するため、連絡協議会を置く。

2 連絡協議会は、研究所及び機構の役職員等からなる委員をもって構成する。

3 連携協力の具体的案件の検討を実施するため、連絡協議会に分科会を設置することができる。

4 連絡協議会及び分科会の運営に関して必要な事項は、双方協議の上別途定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期限は、締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに解除の申し出がない場合は、さらに5年間延長するものとし、その後についても同様とする。また、解除の申し出があった場合は、両者で協議して合意の上、期間満了時の時点で解除する。

2 前項の規定にかかわらず、研究所又は機構が、本協定を終了したい場合は、終了希望日の6月前までにその旨を他方に書面により通知することにより、本協定を終了することができる。

(協定の解釈)

第5条 本協定の解釈に疑義を生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、研究所及び機構は、協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、研究所及び機構が署名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

岐阜県土岐市下石町322-6
大学共同利用機関法人自然科学研究機構
核融合科学研究所
所長 小森 彰夫

茨城県那珂郡東海村村松4番地49
独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事 戸谷 一夫
